

「自動車分解整備事業認証証明願出書」のお知らせ

自動車分解整備事業の認証証明書の交付にあたっては、願出の内容について、自動車整備事業現況票などの確認を行うため、数日の期間を要します。

ご理解をお願いします。

1. 願出の書類

整備担当窓口及び当ホームページで取得できます。

自動車分解整備事業認証証明願出書

2. 願出の提出

書類に所定事項を記入のうえ、1部を窓口に提出してください。

また、郵送により提出される場合は、記入漏れなどが無いようにするとともに連絡先のわかるもの（電話番号等）を追記ください。

3. 証明書の受領

証明書は、数日で交付できます。予め窓口または電話により状況をお尋ねください。

また、郵送での返送を御希望の場合は、返信用封筒を同封し、住所・氏名等を明記し返信用切手を貼ってください。速達や書留等による返送を御希望の場合、その必要分の切手を返信用封筒に貼付し「速達」・「書留」等を赤字で明記してください。

三重運輸支局 整備担当

TEL 059-234-8412 FAX 059-238-1302

〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-9

平成 年 月 日

自動車分解整備事業 認証 証明願出書

三重運輸支局長 殿

事業者住所

事業者 名

印

(電 話)

下記事業場が、道路運送車両法の規定により中部運輸局長から認証を受けていることを証明願います。

記

1. 事業場名

2. 認証番号 三第 号